「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」 改 正 骨 子 (案) について

1. 金沢市まちづくり条例

まちづくり条例とは、平成12年7月1日に施行された「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」(市街化区域を対象)及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」(市街化区域以外の区域を対象)の2つの条例の総称です。

〈目 的〉

市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、良好な近隣関係の形成に必要な事項や開発事業の施行手続きなどを定めることにより、その地域にふさわしい市民主体の活力あるまちづくりを推進する。

2. 金沢市まちづくり条例の内容

(1) まちづくり協定・土地利用協定(総称「まちづくり協定」)の締結

住民は、自ら住み良いまちづくりを推進するために、建築物の規模や土地利用等 に係るまちづくりに関する計画(まちづくり計画)を策定し、市長とまちづくりに 関する協定(まちづくり協定)を締結することができます。

(2) 開発事業の手続 (開発事業の事前周知)

一定の土地面積や建築物の高さ、特定の施設における開発事業を行おうとする場合、開発事業者は、事前に市へ開発事業実施計画書を提出するとともに、現地にお知らせ看板を設置し、近隣住民等への事前周知を行うこととしています。また、近隣住民等から要望があれば事業概要等について説明会の開催などを行うこととしています。

(3) まちづくり活動への支援

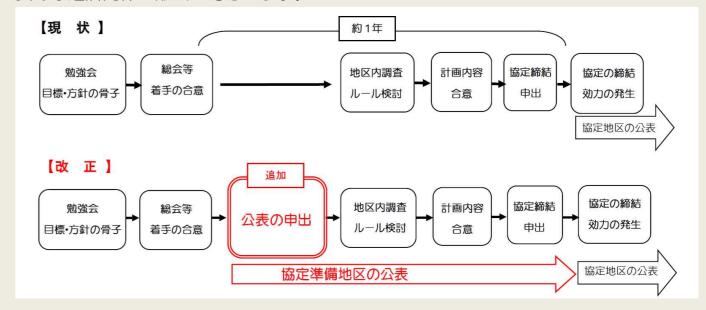
3. 改正の背景

- (1)「まちづくり計画」の検討開始から協定締結までに概ね 1 年を要するため、その間において、事業者が情報を知らないことにより、土地購入後にトラブルとなることがあります。
- (2)本市では、宿泊施設の建築等の増加に伴い、騒音対策や緊急時の対応、交通量の変化等を心配する近隣住民から、事業概要等について事前に説明を求める声が高まっています。

4. 条例改正の概要

(1) まちづくり計画の検討に着手した「協定準備地区」の公表

まちづくり計画の検討に着手した地区について、地区住民の意向により**その旨を公表**することで、地区外の事業者等でもまちづくり計画に配慮した開発事業が可能となる等、良好な近隣関係の形成に寄与します。



(2) 旅館・ホテル、簡易宿所を条例の事前周知が必要な施設に追加

「旅館・ホテル」や「簡易宿所」を建築等する場合は、事前に市への実施計画書の 提出と30日間のお知らせ看板の設置、近隣住民等から要望があった場合には説明会 の開催などが必要となります。

○近隣住民等への事前周知が必要な施設

- ・畜舎、葬儀場、ペット霊園
- ・風営法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物、 深夜に営業する集客施設(市街化区域の商工業地域以外)
- 住宅宿泊事業を営む施設
- ・旅館・ホテル、簡易宿所(今回追加)

5. 今後の予定

令和元年度3月定例月議会に上程し、

- (1)協定準備地区の公表に関しては令和2年4月1日から、
- (2) 実施計画書の提出等に関しては令和2年7月1日からの施行を目指します。